

## 「原子力事業者防災業務計画」の修正箇所及び修正理由

## 【修正の趣旨】

下記のとおり原子力事業者防災業務計画の修正を行うものです。

頁	項目	修正箇所	修正理由
9	第2章 第2節1. (1) 社外関係機関への通報・連絡体制	別表第2又は別表第3に示す事象について通報を行った後の社外関係機関への通報を別図第4に定める通報先に行なう。 → 別表第2又は別表第3に示す事象について通報を行った後の社外関係機関への報告を別図第4に定める報告先に行なう。	別図第4は原災法第10条第1項の通報後の報告体制のため「通報」を「報告」に修正
9	第2章 第2節2. (3) 防護活動本部の設置	● (3) 防護活動本部、対策本部の設置 → (3) 防護活動本部の設置  ● 警戒時には防護活動本部、施設敷地緊急時及び全面緊急時には対策本部を設置する（以下、防護活動本部と対策本部を「本部」という）。 → 防護活動本部を設置する（以下、防護活動本部を「本部」という）。	警戒事態と施設敷地緊急事態、全面緊急事態で本部活動体制は変わらないため、防護活動本部に統一
17	第3章 第1節 3. (2) 情報の収集と提供	別図第4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて送信する。 → 別図第4に定められた報告先にファクシミリ装置を用いて送信する。	別図第4は原災法第10条第1項の通報後の報告体制のため「通報」を「報告」に修正
21	第3章 第3節 1. 全面緊急事態勢の発令	(2) 本部長は、この通報を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、全面緊急事態勢を発令するとともに、その旨を別図第4に定める通報先に伝える。 → (2) 本部長は、この通報を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、全面緊急事態勢を発令する。	記載の適正化  「その旨を別図第4に定める通報先に伝える」を削除
27	図表リスト	別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の通報体制 → 別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の報告体制	別図第4は原災法第10条第1項の通報後の連絡体制であるため「通報」を「報告」に修正

頁	項目	修正箇所	修正理由
28	別図第1 原子力防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各機能班の要員数表示を原子力防災要員のみに修正</li> <li>● 防護活動本部を追加</li> <li>● 図の体裁を修正</li> <li>● 不明者 → 不用者</li> <li>● 図名称を図の上部に移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能班の要員数は状況により変化する可能性があるため原子力防災要員数のみ記載</li> <li>● 原子力防災組織内での防護活動本部の配置を明確化</li> <li>● 図を見易くするため修正</li> <li>● 誤記修正</li> <li>● 表との整合</li> </ul>
29	別図第2 警戒事態発生時の連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防庁を連絡先から削除</li> <li>● 図の体裁を修正、関係機関を区分分け</li> <li>● 図名称を図の上部に移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 茨城県通知（原対第65号）を反映</li> <li>● 図を見易くするため修正</li> <li>● 表との整合</li> </ul>
30	別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制（1/2） （1）社内での事象発生時の通報体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防庁を連絡先から削除</li> <li>● 図の体裁を修正、関係機関を区分分け</li> <li>● 図名称を図の上部に移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 茨城県通知（原対第65号）を反映</li> <li>● 図を見易くするため修正</li> <li>● 表との整合</li> </ul>
31	別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制（2/2） （2）事業所外運搬での事象発生時の通報体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車局安全・環境基準課 → 自動車局車両基準・国際課</li> <li>● 図の体裁を修正、関係機関を区分分け</li> <li>● 図名称を図の上部に移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国土交通省課名変更を反映</li> <li>● 図を見易くするため修正</li> <li>● 表との整合</li> </ul>
32	別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の報告体制（1/2） （1）社内での事象発生時の報告体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図の名称を修正 通報体制 → 報告体制</li> <li>● 消防庁を連絡先から削除</li> <li>● 図の体裁を修正、関係機関を区分分け</li> <li>● 図名称を図の上部に移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 別図第4は原災法第10条第1項の通報後の報告体制であるため修正</li> <li>● 茨城県通知（原対第65号）を反映</li> <li>● 図を見易くするため修正</li> <li>● 表との整合</li> </ul>
33	別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の報告体制（2/2） （2）事業所外運搬での事象発生時の報告体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図の名称を修正 通報体制 → 報告体制</li> <li>● 応急措置の連絡先 → 応急措置の報告先</li> <li>● 自動車局安全・環境基準課 → 自動車局車両基準・国際課</li> <li>● 図の体裁を修正、関係機関を区分分け</li> <li>● 図名称を図の上部に移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 別図第4は原災法第10条第1項の通報後の報告体制であるため修正</li> <li>● 国土交通省課名変更を反映</li> <li>● 図を見易くするため修正</li> <li>● 表との整合</li> </ul>

頁	項目	修正箇所	修正理由
34	別図第5 警戒時態勢発令以降の社内体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図名称を図の上部に移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表との整合</li> </ul>
35	別図第6 事業所敷地境界付近の放射線測定設備及び原子力事業所災害対策支援拠点配置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 図名称を図の上部に移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表との整合</li> </ul>
36	別図第7 当社敷地内の避難場所及び緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 材料ホットラボ施設を追記</li> <li>● 図名称を図の上部に移動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 記載の適正化</li> <li>● 表との整合</li> </ul>
44	別表第5 副原子力防災管理者の職位及び代行順位	<p>(1) 保安管理責任者 → (1) 原子力3S統括者</p> <p>(2) 原子力3S統括者 → (2) 技術推進・品質保証部長</p> <p>(3) 技術推進・品質保証部長 → (3) 安全管理部長</p> <p>(4) 安全管理部長 → (4) 研究部長</p> <p>(5) 研究部長 → (5) 保安管理責任者</p> <p>(管理部長の代行順位は修正なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保安管理体制を安定的に維持するため代行順位を見直し</li> </ul>
45	別表第6 原子力防災資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資機材毎に保管場所を明記</li> <li>● 担架の保管場所を燃料ホットラボ施設に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保管場所を明確化</li> <li>● 誤記修正</li> </ul>
47	別表第8 緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● USB型通信端末 → モバイル通信端末</li> <li>● 7人乗り自動車 → 社有車</li> <li>● 電動バイク、電動アシスト自転車 → (削除)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 端末形式変更</li> <li>● 記載の一般化</li> <li>● 移動・輸送手段の資機材見直し</li> </ul>

以上